

第3回定例会議事日程（第3号）

第1 一般質問

田中和矢君

1. 福祉施策について
 - (1) 高齢者に対する昼食補助の実施について伺う。
 - (2) ひとり親世帯への支援策について伺う。
2. 教育行政について
 - (1) 本市の通学路の点検と対応策について伺う。
 - (2) 小中学校の給食費を無償化できないか伺う。
3. 川内原発の40年問題について
運転開始から40年を超える川内原発の稼働に対する考え方について伺う。

松崎幹夫君

1. 障がいのある子どもへの支援について
 - (1) 障がいのある子どもの人数と現状について伺う。
 - (2) 障がいのある子どもへの対応・支援について伺う。
 - (3) 障がいのある子どもを持つ保護者等へのケアについて伺う。
2. ふるさと納税寄附金について
 - (1) 本年度の取組状況、実績について伺う。
 - (2) 新たな返礼品について伺う。
 - (3) さらに多くの方への周知が必要と考えるが、今後、本市ではどのように取組む考えか。

江口祥子君

1. 3歳児健康診査での視力検査について
 - (1) 本市での3歳児健康診査時の視力検査の現状について伺う。
 - (2) 視力検査の重要性について、保護者への周知・啓発はどのように行っているのか伺う。
 - (3) 本市でも専用の検査機器の導入はできないか伺う。
2. 子宮頸がん予防ワクチンの個別情報提供について
 - (1) 個別送付後の問合せの状況について伺う。
 - (2) 接種の状況について伺う。
 - (3) 今後の取組について伺う。

福田清宏君

1. さのさ祭りについて
 - (1) さのさ祭りが2年続けて中止となったが、この間、さのさ祭り実行委員会において、踊り手の確保や見物客の増加等を図るため、次の様な2部構成について検討されたことはないか伺う。
 - 1部は、串木野さのさ市中流し踊り
 - 2部は、神輿等の出演による夏祭り
2. かんむりだけ山市と龍踊りについて
 - (1) かんむりだけ山市物産展の復興について、令和2年度の当初予算編成時に「令和2年以降の事業のあり方については地元と検討する」とのことであったが、検討の経緯と結果について伺う。

(2) 龍踊りや招致再開について、協議された経緯があるか伺う。

3. バスケットゴールの設置について

(1) 令和2年6月定例会一般質問の答弁以来、どのような研究・検討をされたか伺う。

4. 交流センターについて

(1) 交流センターが、地域活動の拠点として誰もが利活用しやすい施設であるようにとの思いから、管理人の人件費の十分な確保について、これまで幾度となく質問を重ねてきた。

管理運営については、令和3年第1回定例会の議案説明の中で「今後、常駐する管理人体制は廃止をする。日常の管理等については、まちづくり協議会の嘱託員設置補助金を活用する手法で、統一して管理するという市の方針を立てた」とのことであるが、次表の管理費（人件費）の格差について伺う。

(単位：千円)

分類	交流センターの名称	指定管理者委託料		嘱託員設置補助金	市施設管理費
		管理費(賃金)	管理事務費		
1	生福、冠岳、照島、旭、荒川	1,142	0	0	0
2	川南、川北、川上、本浦、中央、上名、野平	0	120	600	0
3	羽島、湊	0	0	600	120
4	湊町、大原	0	0	600	0
5	土川	0	120	0	0

5. 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案について

(1) 自由民主党が進めた法案により、新たな対象自治体として県内で唯一、本市が認められた特別措置法であるとお聞きするが、どのような事業が計画されているか伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第3号（9月10日）（金曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	(欠員)
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消 防 長	平石剛君
副 市	長	中屋謙治君	長 寿 介 護 課 長	松崎知人君
教 育	長	相良一洋君	子どもみらい課長	立野美恵子君
総 務 課	長	山崎達治君	学校給食センター所長	瀬川大君
企 画 政 策 課	長	北山修君	福 祉 課 長	宮口吉次君
財 政 課	長	出水喜三彦君	シティセールス課長	長崎崇君
市 来 支 所 長	橋口昭彦君	健康増進課長	猪俣勝人君	
教 育 総 務 課 長	瀬川大君	まちづくり防災課長	富永孝志君	

△開 議

○副議長（濱田 尚君） 下迫田議長が所用のため欠席しておりますので、議長に代わりまして議長職を務めさせていただきます。

これから会議に入ります。

△日程第1 一般質問

○副議長（濱田 尚君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、田中和矢議員の発言を許します。

[4番田中和矢君登壇]

○4番（田中和矢君） おはようございます。

田畑誠一市長の市政に対する考え方や方針を、事前に通告してある5点について質問をする予定でしたが、昨日突然に、残念ではあるでしょうが、勇気ある引退宣言をなさいました。本当に長い間お疲れさまでした。ありがとうございました。

来期の4年も引き続き、いちき串木野市の市政を担う行政のトップ、市長として頑張られることを想定した今回の質問が、勇退の表明で若干やりにくくなった面があることは否めません。しかし、申出どおりやらせていただきます。

現在の議会構成では今期の最後になる一般質問をまず壇上から、1番目として、通告のとおり、高齢者等への昼食補助の実施状況と概要はどのようかお尋ねいたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。田中和矢議員の御質問にお答えいたします。

高齢者に対する昼食補助の実施についてであります。

現在、本市では、高齢者福祉の一環として、市内の社会福祉法人に委託をし、訪問給食サービス事業を行っております。

事業内容としては、在宅で独り暮らしの調理困難な高齢者や障がいをお持ちの方などに、1日2食、

昼食及び夕食の食事を自宅に配食しており、利用者の負担は1食400円となっております。

また、現在の実施状況については、昼食74食、夕食103食で、実利用者人数119人の方が訪問給食サービスを受けておられる状況にあります。

○4番（田中和矢君） 市長が答弁なされましたように、1日2食で、実人員が119名と。現行の訪問サービスを受けられる条件はどのようなものなんでしょうか。

といいますのは、これは高齢者だけじゃなくて、市長がおっしゃったようなことであるとは思いますが、いかにも人数が少ないように思うからお聞きするわけなんです。非常に少ないサービスの原因をお聞きしたい。利用者が気軽に利用できる状況なのかと。あるいは、申込みやら申請の仕方、サービスの内容、例えば味とか価格とかという意味で、ちょっと利用がしづらい状況があるのではないのかなと思ってお尋ねします。

担当である長寿介護課のほうから、これを提供する業者さんと利用者の双方に聞き取りをしたりして、要望があれば、その要望をきっちり把握して、見直すべきところはないものかと考えまして質問をいたします。要望等の聞き取り等は、改善の余地はありませんか。

○長寿介護課長（松崎知人君） 一番最初の対象者についてでございます。

本事業の対象者につきましては、在宅の独り暮らしの虚弱な高齢者等となっております。具体的には65歳以上で、独り暮らしの虚弱な者、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で規定する障がい者で独り暮らしの者、65歳以上の者と障がい者のみで構成される世帯に属する者、その他、市長が特に必要と認めた者となっております。

また、訪問給食サービスの利用申請につきましては、担当地域の高齢者が調理に困っていることを心配されまして、民生委員が代行するケースや、介護支援専門員が担当高齢者の代行申請をされるケースが大部分となっております。

このほか、高齢者実態調査員等から調理困難世帯

の情報が寄せられた場合は、包括支援センターの職員が出向きまして、申請につなげるなどの対応を取っております。

こうしたことから、サービスを希望される方にはおおむね提供できているものと考えております。

また、栄養士が関わった食事を提供しており、利用者の安否確認も併せて行っていることから、おおむね適切なサービスが提供できていると考えているところであります。

今後も引き続き、必要な方に適切なサービスを提供できますよう、周知を図ってまいりたいと考えております。

○4番（田中和矢君） 独り暮らしのお年寄りや、調理が困難な方、それから65歳以上とあるようですが、60歳であっても、逆に75歳であっても、80歳であってもお元気な方がいらっしゃいますので、この訪問サービスを受けられる条件をいま一度洗い直して、より多くの、あるいは様々な困っている方に手助けができるような条件の洗い直しをしていただきたいと思っております。

やはり、これは見守りも兼ねているんじゃないかとも思いますし、命綱的なところもあると思います。やはり社会との連携、見守りがコロナ禍で接触がなくて、誰ともしゃべらない一日を過ごす方などもいて、非常に当市の訪問給食サービスはいいシステムだと思いますので、その条件について、さらに実態に見合う、あるいはもっと幅広い方が利用できるようなことをやっていただきたいと思っておりますが、そのような可能性、あるいは見直しとかについては、いかがでしょうか。

○長寿介護課長（松崎知人君） 先ほども申し上げましたけれども、市が実施する訪問給食は要綱上、原則、安否確認の必要な高齢者等と、障がい者は高齢者に限らず対象としております。

8月末現在の状況といたしまして、サービスを利用されている119人のうち、65歳未満の方は9人です。疾病を持つ要支援認定をされた第2号被保険者の方や障がい者の方々となっております。

対象者以外からの相談が寄せられた場合につきましては、市内外に10社程度営業している民間の宅食

業者を紹介するなどの対応を取っております、食事が確保できるような支援はしたいと考えております。

こうしたことから、対象者の拡大は現時点では考えていないところです。

○4番（田中和矢君） 事業主体のほうから対象者の拡大は考えていないかということではなくて、できるだけ手を差し伸べる、優しみのある行政を志していただければありがたいと思いますので、ぜひ今後も検討していただきたいと思っております。

それでは、二つ目のひとり親世帯への支援策について伺います。

現在、3組に1組は離婚になってしまうというような、非常に困ったというか、寂しい状況が日本中で発生しておりますが、ひとり親家庭といいましても、男性のひとり親家庭、女性のひとり親家庭、それから、正規の職員、正社員の職に就いておられる方、様々な方がおられると思っておりますが、女性のひとり親が必ずしも経済的に苦しんでおられるとは限りません。また、逆も同じだと思います。非正規パート等、一般的に女性世帯は、男性世帯の六、七割の年収であったり所得が低いというのが実情であるようです。女性は所得が少ない中で、あるいは長い時間の勤務労働を強いられている中で、子育てで大変苦勞されていると思っております。ましてや、現在のコロナ禍で、サービス業や非正規職員、パート等の方々は大変な困難で、日々の食事にも困る方もおられるやに新聞報道等でも度々聞いております。

そこで、現在、市ではひとり親世帯への支援策については、どのような施策が打たれているのか、まず、お聞きいたします。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） ひとり親世帯への支援策の現状についてであります。

ひとり親世帯には、法に基づき、所得に応じて、児童扶養手当の支給を行っております。あわせて、保険診療に係る一部負担の全額を助成し、ひとり親家庭の医療費負担の軽減に取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯を支援するため、昨年度はひとり親世帯臨時特別給付金、今年度

は子育て世代生活支援特別給付金を支給し、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯だけでなく、所得が大きいため、児童扶養手当を受給していない方でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近の収入が減少したひとり親世帯の支援も行っていました。

その他、児童の就学、就職、親自身の技能習得などに必要な資金を無利子で貸し付ける母子父子寡婦福祉資金の貸付制度や、ひとり親家庭の父母の就業を支援するため、自立支援教育訓練給付金などがあり、ひとり親世帯の経済的支援や就業支援にも取り組んでおります。

これらの制度については、児童扶養手当の証書を送付する際に、制度のチラシを同封するなど、対象者への周知を図っているところでもあります。

今後も低所得のひとり親世帯の実情を踏まえ、きめ細やかな子育て生活支援を行ってまいりたいと考えております。

○4番（田中和矢君） 今、担当の子どもみらい課の課長からお話がありました。

国と市独自の様々な施策をやられていることは承知しておりますが、問題は、ひとり親家庭で生活に非常に苦しんでいる、あるいは金銭的にも精神的にも追い詰められたり、非常に不幸な状況にある人たち、そういう方々は働くことで手いっぱいであったり、子育てに本当に一日一日があつと言う間もなく済んでしまい、情報収集の大事な機関である新聞とかテレビを見る余裕もないというような方も大多数おられると思います。

やはり、そういう方々に対して防災無線であるとか、市の広報を見なさいとか、市ホームページを見てくださいと言うだけではなくて、なかなかそういう方々は、心にも、時間的にも経済的にも余裕がない。それで実態は、せつかくの市のなかなかいい施策を知らずにいて、それを受けてない方も多いうやに聞きます。

やはりここで、先ほども同じですが、行政が待っているのではなくて、そういった方々に、行政あるいは担当課のほうから、自ら、こちら側から踏み込んでというか、プライバシーもありますけれども、

手を差し伸べて、寄り添ってあげる、そういう温かい行政の活動をしていただければと思います。

私も、ひとり親家庭の6組の方々と数時間にわたって御意見をお伺いしましたが、中には、すごくいちき串木野市はいい政策をやっている、感謝の気持ちもいっぱい聞こえました。けれども、先ほどから言いますように、大部分の方は生活に汲々としている関係上、あるいは精神的に余裕がない関係上、そういったいちき串木野市の温かい施策をよく分かっていなくて、受けてない方、そういう方も多くおられます。6人の中に、すごくいちき串木野市は福祉面でありがたいところだと、感謝しているという言葉まで聞くほど、なかなかのなんだと私自身も感じました。

繰り返しますが、そういった情報あるいは施策を行政自ら手を差し伸べていく、その方々に寄り添っていった手助けをする、あるいは補助をする、そういったことをやっていただきたいと思います。それで、この質問に及んだわけです。

担当課長にお尋ねしますが、例えば、出張型の相談窓口を、特設コーナーをつくって、積極的に実施してみるとか、あるいは、困っている市民の皆さんに寄り添う形を具体的に何か、行政の姿勢を試みる考えはございませんか。お尋ねいたします。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 今、議員のほうから出張相談とか、特設コーナーとか、そういうお話とか、具体的に困っている人皆さんに何かできないかということでもありますけど、ひとり親の方々はあまり人に知られたくないっていう方も結構いらっしゃいますので、現在は、できるだけ相談があれば自宅への訪問という形で受けております。

今言われた出張相談については、今後、場所とか方法とか、何か情報を皆さんにより多く提供できないかということについては、今後研究をしてみたいと考えております。

○4番（田中和矢君） 今、答弁にあったように、そういった困っている方々は人に知られたくないという面や、それから、そういう方々は声に出して人に相談できないというような傾向は確かにあると思います。

その中でもやはり、放っておけば、こういう困窮世帯の方々には、全部ではないですよ、そんな失礼なことは言いませんが、子育てがなかなかうまくいわずに、負の連鎖というか、例えば、将来のための教育を満足に受けられないとか、そういったこともありますので。

6人の聞き取りをしたときに、こういう方も具体的にはおられました。市の無利子の奨学金などの存在を知らない方もおられますし、それから、国の奨学金ですね、育英資金もあるけれども、その返済のために学校を卒業して、すぐに借金を抱えてスタートするというような、非常にかわいそうな面もございますので、市独自でもっと無利子、あるいは有利子が無利子にするのみならず、将来の安定的な基盤を築くためにもぜひ、何とか。市長もいつもおっしゃいます、「子どもは未来の宝だ」と。子どもに投資することは、まちの発展のためにも、今後のいちき串木野市のためにも、時間はかかるけれども、一番やるべきことだと考えますので、そのような優遇制度を創設できないか、お尋ねいたします。

この件については、あと2か月の任期を残しておられる田畑市長にも、こういった制度の足がかりというか、きっかけになるような働きを後任の方にぜひお話ししていただくようなことはできないか、そのことを伺います。できれば、市長に答弁していただきたいです、考え方として。よろしくをお願いします。

○教育総務課長（瀬川 大君） ただいま奨学金の話がございました。

奨学金には、給付型奨学金というのもございます。この給付型奨学金につきましては、現在、先ほども話がありましたように、独立行政法人日本学生支援機構や、あと民間の育英財団等で給付型奨学金制度が整備をされております。また、鹿児島県の育英財団では、奨学金の返還支援制度が創設をされているところでもございます。このような、給付型奨学金や、返還支援等を希望される場合は、まず、それらの国・県の制度を活用していただければというふうに考えているところでございます。

なお、本市におきましては、経済的理由で就学困

難な者を支援する制度といたしまして、高校で月額1万5,000円、大学等で月額3万円を限度に、無利子で貸与する貸与型の奨学金制度がございます。給付型奨学金制度につきましては、奨学金が渡し切りということにもなるため、本市のような財政規模の小さい地方自治体ではなかなか取り組むには難しいことがあろうかと思えます。そういうことから、現時点では給付型奨学金制度の導入は考えていないところでございますが、無利子の制度がございますので、ぜひそれらを活用していただければと思えます。

また、この奨学金制度の広報、周知につきましては、市の広報紙で年2回広報しております。昨年度から、分かりやすいように、カラーページを利用して1ページ丸々を利用した広報も行っております。また、市のホームページに掲載いたしまして、周知も図っているところでもございます。そのほか、市内の5中学校におきましては、中学3年生に対しまして、学校のほうから奨学金制度の周知に努めてもらっているところでもございます。

引き続き、この奨学金制度の啓発はもとより、さらなる広報、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（田中和矢君） 今、説明がありました。本当に先ほど申し上げましたように、いい制度もいっぱいあるようですが、何しろそれをそういう困っている方が知らない。難しく言うと、周知されていないという面がありますので、ここのところにちょっと力を注いでいただいて、そういった方の救済、あるいは手助けがよりスムーズにいくようにやっていただきたいなと思えます。

それと、昨年4月からは国の給付型の奨学金の新制度ができているということも、聞き取りのときに初めて担当者からお聞きしたようなわけで、私自身も勉強不足で、恥ずかしい面もあるんですけども、一般の困っているひとり親家庭の方々はおおさらですので、再度申し上げますが、こういう制度があるから必要な方はおいでくださいというやり方ではなくて、手を差し伸べて、何度も言いますが、手を差し伸べて、行政のほうから寄り添ってやる姿勢をより強くしてやっていただきたいなと考えます。

二つ目は、これで終わります。

次に、引き続き、教育行政についての1番目で、本市の小中学校の通学路の点検と対応策についてお伺いします。

八街市の例の事故以来、各行政機関から各県や市の教育委員会に通学路の点検と、それから、これからの具体的な対応を検討しなさいというようなことがあると思いますが、実際、我が市ではどのような点検の結果と、それから、早急にやらなきゃいけない、そういうものがあるのか、まず、お伺いいたします。

○教育長（相良一洋君） 本市の通学路危険箇所の未対応箇所と対応策についてでございます。

平成24年度から令和2年度までに、各小中学校から安全防犯の視点から横断歩道の修復、転落防止柵の設置、側溝の整備、一旦停止線、速度制限の標識の設置などが上げられた危険箇所、合計196か所のうち194か所が対応済みでございます。残り2か所が対応中です。この2か所については、令和2年度に上がってきたもので、1か所は橋の道路補修、もう1か所は交差点における道路補修と横断歩道のライン引きです。いずれも現在対応中でございます。

本年度は37か所の危険箇所が上げられてきました。7月に第1回市通学路安全推進会議を開催し、5月に実施しました合同現場点検において、その結果を基に、警察をはじめ、国道、県道、市道の道路管理者などの関係機関と対応について協議し、順次、具体的な対応が行われてきております。

なお、12月に予定している第2回市通学路安全推進会議で、進捗状況について確認することになっております。

○4番（田中和矢君） 八街市の例の事故の時には4年前から何回となく要請しているにもかかわらず、放置されてた。結果、あのような悲惨な死傷者の出る、しかも将来ある子どもたちが事故に巻き込まれたというふうな面がありますが、今、相良教育長のお話によりますと、196か所のうち194か所は対応済みで、あと2か所が残されていると。非常にいい状況なのかなと思いますが、事故はやっぱり予測しないで起こるわけですから。このハード的な面は、教

育長がおっしゃるように、我が市では大分整備されている。あと問題は、我々運転する側の原因、例えば飲酒運転とか居眠りとか、スピードの出し過ぎとか、いろいろあると思いますが、そういったことのために、警察の皆さんとうまく連携を取って、通学時間帯だけでも、各学校の、しかも横断歩道のない危険性のあるところには、歩哨というんですか、立って見守っていただくというようなことも要請するということ。

それから、ほかには、路面に設けたこぶ状のハンブっていうんですかね、その設置も有効な対処の仕方だということです。衝撃や運転手さんが不快感を避けるために減速して、結果、事故の発生を未然に防ぐ、その結果、児童の安全が図られるということもありますので、ハンブの設置なども対応の一つに取り入れてもらう。

それから、もう一つ、現在、我が市では照島小学校の周辺に制限速度30キロのスクールゾーンが非常に効果的で、道路のサイドに緑のカラー舗装をしてある。あれによって、私自身も通ってみると、ちょっと意識がびしっとする、頭もびしっとする、安全運転を心がけるといって非常に大きな効果がありますので、スクールゾーンを危険な道路には拡大する。そしてもちろん、そういったものをどこもかしこもやられれば、仕事をしている人、市民生活に支障が出てくる可能性もありますので、例えば通学時間帯だけ時間を特定した速度制限を実施するというようなことも考えてみていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） ただいまのいろんな交通の事情、通学路の事情とかありますけれども、いろんな安全点検の現場検証のときに、各警察署、または関係機関等をお願いをするわけですが、第一に子どもたちの安心安全ということから、「速度の状況はいかがですか。ここは40キロ制限ですけど、ここは50キロ制限ですけど、子どもたちの通学路として適当な速度ですか」ということも尋ねたことがございます。そこについては、「交通量の問題とか、いろいろそういうことを勘案しながら、また今後対応してまいりたい」という御意見もござい

ました。

また、朝の通学に際しましては、通勤の車が通らないような時間制限がしてある学校区もございます。

そのようなことで、子どもたちが安心安全な通学、また、下校ができるような体制づくりを目指しております。

○4番（田中和矢君） 教育委員会としても、警察と連携して努力をなさっているということなので、引き続き、子どもたちの安全を確保するための動きをよろしくやっていただきたいと思います。

少し雑談的になりますが、フランスのパリ市では主要高速道路とか主要幹線道路、シャンゼリゼ通りとか、ああいうところ以外ではパリ市全域を30キロ制限にしている。もちろんパリ市と我がいちき串木野市とを同じように考える気はありませんが、さすがフランス、スピードや経済効率だけを見るのではなくて、人間を非常に大事にしている、すばらしい市だなと思います。そういったものもひとつ参考にいただければありがたいと思います。

次に、教育行政の中の小中学校の給食を無償化できないかということをお伺いしたいと思います。

私どものいちき串木野市には、小中学生が約2,000人おります。この2,000人が小学生の給食費、中学生の給食費とあると思います。分かればで結構です、総額約1億円近くじゃないのかなと思います。いろんな委員会等の審議や決算審査やらでも、給食費の滞納はなくて、100%支払われているというような話も伺いますが、先ほどの、前の質問にも関連しますが、生活に困窮している世帯、ひとり親世帯、ともかく生活にぎりぎりの状況で生きておられる方々も100%の集金率ということから、逆に考えてみれば、自分の子どもが惨めな思いをしないように、あるいは、いじめられないように、そういったような気持ちから、お母さん、お父さん方は必死で全額払っておられるとっております。確かに安いけれども、子どもたちにとっては、中には学校給食が唯一の安定した、バランスの取れた食事であるというふうに考えて、それを楽しみにして学校に行くという子もあるくらいですので、我が市においても、ぜひ小中学校の給食費の無償化を採用できない

か、お伺いいたします。

○教育長（相良一洋君） 給食費の無償化についてお答えをいたします。

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する経費のうち、人件費は学校設置者の負担とし、それ以外の食材料等は学校給食費として保護者が負担すべきものとされております。

市では、学校給食費に関し、低所得者、ひとり親世帯等の生活困窮者対策としまして、学校給食費の無償化ではなく、就学援助費等を通じて助成を行っております。令和2年度では、全児童生徒の28.9% 579人に対し、助成を行っているところであり、要保護者22人に対しましては、生活保護費で給食費の全額を、また、準要保護57人に対しましては、就学援助費で給食費の8割を援助しております。総額2,000万円を超える助成をしているところでございます。

全ての児童生徒に対する給食費の無償化は考えておりませんが、これからも就学援助制度を活用して、生活困窮者の支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○4番（田中和矢君） 今の答弁のとおり、手厚く、困っている方にはやっている。3割近くの方、それから、生活保護の児童に総額2,000万円が援助されているということですが、この項の冒頭で申し上げましたように、子どもたちは学校給食費を親が払ってないということを非常に気にしている子たちも多いと聞き、そうだろうと想像します。やはり自分の家庭はそういう家庭だということを分からないように、悟られないように、十分な配慮を教育委員会の指導のもと、各学校でやっているとは思いますが、それをもっと枠を広げて、学校給食全額の無償化ができないかなということを思います。

それが無理なら、五十歩譲って、例えば、給食費の半額を市が補助しますよというようなこと、財政的な面でも、それなら少しは実現可能に近づくのではないかと思います。特に、後の議員の質問にもありますように、我が市では、ふるさと納税がすごくいい収入源にもなってます。20億円のうち、いろいろ

る経費を引いて、ふるさと納税寄附金基金で9億8,000万円ほど基金に入れるという決算でもありましたが、こういったものを将来の、未来の子どもたちのために使っていく、これこそがまさにふるさと納税の本来の趣旨でもあると思いますので、ぜひ100%無償ということだけでなく、ほかの子どもたちにも、今、補助を受けている人以外にも、こういう手厚い優遇措置をやっていけないものかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○学校給食センター所長（瀬川 大君） 先ほども申し上げましたが、学校給食法の第11条に規定されておりますけれども、食料材料費等は保護者が負担すべきものというふうにされております。

本市では、低所得者等の支援を目的といたしまして、また、子どもたちの貧困対策を推進するため、就学援助費による給食費の援助等を行っているところでございます。

今後におきましても、給食費については、法律に基づき対応することとしておりまして、低所得者対策として、現在実施している就学援助制度を優先して対応してまいりたいというふうに考えております。

また、前年度までは給食費の徴収に当たっても、串木野地域では公民館を通じた徴収を行ってございましたが、本年度からは各自の振り込みに切替えている実情もございますので、併せて申し添えます。

○4番（田中和矢君） 先ほども申し上げましたように、学校給食費においては、子どもにみじめな思いをさせたくない、いじめられたくない、いろんな思いからも、それだけではないですが、そういった親の方々はかなり無理をして、あるいは頑張っただけで払っている事実もあると思われまますので、できれば今後の課題として検討していただきたい。行政用語で「検討」というのはしないということらしいですが、できないことを上げつらうのではなくて、できることを探してやっていただく行政であっていただきたいと思います。

次に、最後の、川内原発の40年問題についてに入ります。

質問を事前通告しましたら、事前通告の帰りにある課長から、「田中議員、仮定の質問には答えられ

ませんよ」と言った課長がおられました。私は温厚な態度でやり過ぎしましたが、やはり市民のために働く市役所、役場で相当な上のクラスの課長がこんなような発言するのはいかがなものかなと思いましたが、一言言わせていただきました。

九州電力の池辺和弘社長は、4月28日の記者会見で、川内原子力1、2号機について運転開始から40年を超える運転の延長申請に向けて、手続を始める意向を表明されております。1号機は御存じのように3年後の7月、それから2号機は4年後の11月、本来であれば市長が次期市政を担われれば、もっとしっかりとお聞きしたいですが、仮定の質問ではなく、想定できる、仮定と想定の違いがありますが、想定できる事態を、20年の延長に必要な特別点検を考えているということは十分に想定されることだと思います。この点に関して、今後、市政を後任に譲られる市長としては、これまでどのような考え方で20年延長問題をやってこられたのか、そのことをお聞きして、最後の質問にしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○市長（田畑誠一君） 田中和矢議員がお述べになりましたとおり、原子炉の運転期限は原則40年とされております。川内原発は運転開始から1号機が37年、2号機が35年を経過して稼働している段階であります。現時点において、40年ルールが望ましいと考えております。

いずれにいたしましても、原発は安全確保が大前提であり、今後におきましても、法律に基づいて、規制委員会の専門的、科学的見地から、厳正に審査されるべきであり、同時にまた、大事なことは地域住民の皆様の理解が肝要だと考えております。

○4番（田中和矢君） 終わります。

○副議長（濱田 尚君） 次に、松崎幹夫議員の発言を許します。

[3番松崎幹夫君登壇]

○3番（松崎幹夫君） 私は、先に通告した2件のことについて、質問をいたします。

まず初めに、障がいのある子どもへの支援についてであります。

先般開催をされましたパラリンピックでは、世界

中に夢と感動を与えていただきました。パラリンピックに出場できることが、障がいを持つ人が目標の一つとして見れた大会であると思います。障がいを持つ人が少しでも元気に頑張る姿を応援していきたいと思います。

そこで、障がいのある子どもが手帳を取得する際、戸惑う保護者が少なくないとのことから、丁寧な窓口対応が必要ではないかと考えますが、障がいのある子どもへの対応について、市長がどのように考えているかお伺いをいたします。

また、本市の障がいのある子どもの人数と現状はどのような伺いまして、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 松崎幹夫議員の御質問にお答えいたします。

障がいのある子どもへの支援についてであります。

私はかねがね、子どもは未来の宝であり、我がまちの宝であると考えております。その中で、障がいを負うことになったお子さんや御家庭については、より一層丁寧な目配り、気配り、思いやりの支援が必要だと考えております。

先だって、障がいを持った方々のオリンピック東京2020パラリンピック競技大会が13日間に及び繰り広げられました。松崎委員自ら、障がいを持った人たちの活躍に大きな感動をもらった、勇気ももらった、それを支えたいというお話をなさいました。

私も、このパラリンピックの大会をテレビで見えておきまして、障がいを負っているつらさ、悲しさ、苦しさ、宿命を背負わされた悲惨さ、社会へ訴えたい、やり場のない体中の葛藤と叫びにも、心の折れそうな日々にも耐え抜いて、毎日の訓練に希望と夢実現の明かりだけを頼りに、世界の舞台に立った、この実現だけでも、光り輝く、すごい尊いことであると思います。

全盲の選手が見事金メダルを獲得し、「僕はメダルの色が見えない。分からない」と言いました。そして、彼らはインタビューで、「コロナ禍の中にもかかわらず、世界の大会を開いていただき、この場に立たせていただいた、本当にありがたい。感謝し

ます。そして、サポートしてくださった方々、応援してくださった皆様方のおかげです」と、さらっと言い放ちました。これぞまさしく競技に勝る、世界中の人々からの心を込めた、魂を乗せた、魂を散りばめた、珠玉と輝く最高の金メダルではと多くの感動と、人生の価値観、生きる道しるべを教えてくださいました。自分は幸せ過ぎるなど思うことでありました。

各国の競技者の皆様方に、その人らしく自立した生活ができるように支えていくことが、松崎議員もお述べになりましたとおり、行政の務めであると思います。障がいのある方の支援につきましては、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、多様なニーズにきめ細やかな対応を行うことが基本的な考え方とされており、本市におきましては、障がい者等基幹相談支援センターを設置し、児童から成人まで障がいのある方に安心して暮らせるよう、関係機関と連携をして支援を行っているところであります。

お尋ねがありました、障がいのある子どもたちの人数と現状等については、福祉課長から答弁をいたさせます。

○福祉課長（宮口吉次君） まず、障がいのある子どもの人数でございますけれども、18歳未満の子どもの障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳が22名、療育手帳、これは知的障害の方になります、これが79名、精神障害者の保健福祉手帳が5名、合計の106名でございます。

次に、障がいのある子どもの現状としましては、本市在住の障がいのある子どもの障害者手帳における症状で御説明をいたしますと、身体障害者22名の内訳としまして、肢体不自由が15名、音声・言語・そしゃく機能障害が1名、呼吸器機能障害が1名、心臓機能障害が3名、腎臓機能障害が1名、聴覚機能障害が1名であります。

肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障害、呼吸器機能障害については、先天的な障がいが主な症状でございます。心臓機能障害については心臓機能の疾患、腎臓機能障害については慢性腎不全、聴覚機能障害については難聴が主な症状でございます。

それから、知的障害者79名の内訳といたしまして

は、最重度障害A1、これはIQ20以下、これが7名、重度障害A2、IQ21以上35以下、これが7名、中度障害B1、IQ36以上50以下が17名、軽度障害B2、IQ51以上75以下が48名でございます。

それから、精神障害者5名の内訳といたしましては、2級が3名、3級が2名で、主な症状はてんかんでございます。

○3番（松崎幹夫君） 市長のほうから、きめ細やかな対応を行うことが基本的な考え方であり、本市では障がい者等基幹相談支援センターを設置して対応しているということでございます。

今、課長のほうからもありました、本市の手帳の所持者数ということも、身体、療育、精神、3障害で106名ということでもあります。本当に様々な障がいを持つ方々がそれぞれに頑張っていて、訓練、対応しているということでもあります。

私たちにできることは、その症状に対してのフォローができるのか、役所としてそういう補助ができるのかということではありますが、その前に、障がいのある子は本市においても増えてきているのかということの推移と、この手帳というのは何歳になったらもらえるのかということをお伺いいたします。

○福祉課長（宮口吉次君） まず、18歳未満の子どもの障害者手帳所持者数の推移につきましては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の合計数につきまして、4月1日現在での推移を見ますと、令和3年の106名に対しまして、令和2年が107名、令和元年が100名で、ほぼ横ばいというような状況でございます。

次に、手帳の取得可能な年齢についてですが、身体障害者手帳は、身体障害認定基準において、おおむね満3歳以降に障害認定を行うとされております。しかしながら、手足の欠損や眼球がないなど、障害程度や永続性が明確な障害については、満3歳未満でも障害認定は可能とされております。

療育手帳につきましては、明確な年齢を県が示されておられません。0歳から申請可能ですが、一定の障害固定が認められないと判定されない場合があるようです。乳幼児における知的機能の発達状態は個人差があり、判定が非常に難しいようであります。

それから、精神障害者保健福祉手帳は、これも明確な年齢要件は示されておられません、障害認定を行う際の診断書については、初診日から6か月以上たってから、精神保健指定医等が作成したものとされておりまして、それ以降の申請取得となります。

○3番（松崎幹夫君） 106名という部分と、昨年107名ということで、自分の周りではかなり、よく障がいという話を聞きますので、本市においても、かなり増えてきている状況なのかなという思いでありましたが、横ばい、変わらないということでございます。

それと、障害手帳というのは3歳になるともらえるというふうに聞いておりますが、今、説明のとおり、0歳児からでも症状によってはもらえるという基準があるということでもあります。0歳児からもらえるということはいいんですね。

○福祉課長（宮口吉次君） いずれの障害者手帳にいたしましても、障がいの種別や状況により、0歳からでも一定の障がいの固定が認められれば、取得が可能な場合があるようです。

ただし、発育や治療によって、障害程度に変化が生じることが予想される場合や、その障がいの種別等によっては、1年から5年の間で再認定が求められることがありますので、障害認定の等級等につきましては永久的なものとは限らないと、そのように御理解をお願いいたします。

○3番（松崎幹夫君） 障害認定については一生のものではない、変わってくるということでもあります。

その中で、療育の79名の中の軽度障害B2で48名の方がいらっしゃいました。本市でも早い時期からの声かけで、児童発達支援であったり、放課後等デイサービスなどの利用によりまして、療育手帳を返還するケースというのが本市でもあるのかということについてお伺いいたします。

○福祉課長（宮口吉次君） 児童発達支援、放課後等デイサービスとか、このような児童発達支援事業の利用によりまして、療育手帳の認定基準を下回って、療育手帳の返還となるケースもございます。令和2年度で申し上げますと、2件ございました。

そういう傾向にはあるようですので、早い時期か

らの療育支援が手厚く行われていることを示していると思われま

○3番（松崎幹夫君） やっぱり早い時期からの治療であったり、手当てということが重要であるということと、やっぱり努力した結果が認定基準を下回って返還できたということでもあると思います。障がいのはできるだけ早い時期での支援が大事であるというふうに思います。子どもたちがいい方向へ成長していくように努力していただきたいと、まだまだそういう返還ができたというふうにも思います。

次に進みます。

障がいのある子どもへの対応、支援についてお伺いをいたします。

○福祉課長（宮口吉次君） 障がいのある子どもへの対応、支援についてでございますけれども、障がいのある子どもへの対応といたしまして、身体障害者手帳交付を例に御説明申し上げます。

まず、福祉課で交付申請書、身体障害者手帳診断書・意見書と、身体障害者手帳の申請届出に必要なものを記載した用紙をお渡ししております。次に、県が指定する医師に診断書・意見書を作成してもらった後、交付申請書、診断書・意見書、手帳用証明写真を福祉課に提出していただきます。その後、県の審査機関により審査が行われまして、約1か月から3か月ほどで福祉課を通じて申請者に交付がなされます。

次に、障がい児への支援といたしましては、各種の障害福祉サービスがございます。主なるものとしたしましては、障害児福祉手当の支給、特別児童扶養手当の支給、重度心身障害者医療費助成、補装具費給付、日常生活用具給付、児童発達支援等、障害者総合支援法による支援、各種減免・割引制度でございます。

○3番（松崎幹夫君） 今、答弁の中に、身体障害者手帳交付手続の説明という中に、県が指定し、診断書、意見書を作成できる医師については、県からの情報提供が不足して、保護者に大変迷惑をかけているという話をよく聞きますが、このことについては改善をされているのかということをお伺いいたします。

○福祉課長（宮口吉次君） 議員の言われますとおりに、障害認定に係る指定医の情報につきましては、県からの情報開示がないということで、お示しできる情報が不足しているため、保護者の方々には不便をおかけしている点がございました。

現在、様々な方法を用いまして、情報収集に努めて、可能な限りの支援を行うべく改善を図っているところでございます。

○3番（松崎幹夫君） 今、答弁の中に、様々な分野で改善していると、福祉課のほうで改善しているという取り方でよろしいんですかね。親のほうに聞きますと、かなり県からの情報が来なくて、先に進まないという話がものすごくありますが、そういう部分については、本市の福祉課のほうで対応して、早めに改善できるようにしているということでしょうか。いま一度お答えをお願いします。

○福祉課長（宮口吉次君） 今、情報が不足している分につきましては、県から開示されていない中でも、様々な方法といたしますのは、例えばほかの方の申請書に書かれている方が指定医であったりしますので、その辺から拾い上げ等を行いまして、それを整理した形で、一覧表等による提示というのは無理なことになると思いますけれども、そういった拾い集めた情報を情報提供するというような形で対応していきたいというふうに考えております。

○3番（松崎幹夫君） 逆に言えば、市の担当課のほうはかなり手間を食らうということになりますけど、そういう部分では一生懸命手間暇かけて、できるだけ保護者に対して、待つことのないようお願いをしたいというふうに思います。

先ほど課長のほうから、支援としてはたくさんありました。でも、その中で、障害者総合支援法の制定に伴い、国・県による障害福祉サービスが充実しているというようなことでございます。独自の支援も考えていただきたいなという思いではありますが、この部分は先に進ませさせていただきます。

3番目の障がいのある子どもを持つ保護者等へのケアについてであります。

障がいの状況が分からずに、生まれてから自分の子どもが何か反応がおかしいと悩んでいるときに、

保護者がどこに行けばいいのか、どこに相談したらいいのかというときに、市役所での保護者へのケアについて、お伺いをいたします。

○福祉課長（宮口吉次君） 障がいがある子どもさんを持つ保護者等へのケアについてでございます。

まず、出生のときに障がいを負って生まれてきた場合や、健診により障がいが疑われる場合、関係課及び病院等と連携し、母子を支援しております。

また、発達面については、健康増進センターで行われる母子相談等の際、障がい者等基幹相談支援センターの保育士、公認心理師がそこに出向きまして、関係課及び関係機関と連携して、乳幼児の発達等に注視し、母子に寄り添った適切な相談支援を継続して行っております。

○3番（松崎幹夫君） 私もこの前、障がい者等基幹相談支援センターでお話を聞かせていただきました。今、課長が答弁したとおり、やっぱり親は本当に必死であるという部分があります。だから、そういう部分に対して、市役所がどれだけ対応してくれるのかという部分ではありますが、さっきありました健診により障がいが疑われる場合、関係課及び病院等と連携し、母子を支援しているということと、発達面についても、保育士、公認心理師が出向き、乳幼児の発達等に注視し、適切な相談を支援しているということでもあります。

ただ、保護者によっては、心配な部分と障がいのことを公にしたいくないという部分というのはあります。ですから、自分の子はそんなんじゃないというふうに思っていれば、健診に参加しない親御さんもいらっしゃるというふうに聞きます。そういう部分ではどういう対応をしているのかということをお伺いいたします。

○福祉課長（宮口吉次君） 健康増進センターで行われる乳幼児健診、母子相談等に来てもらえない方、こういう方に対しましては、母子担当職員が電話等により、根気強く働きかけを行っております。また、保育園、幼稚園の先生方の協力を得まして、乳幼児健診、母子相談等に出席していただくよう、保護者に対して働きかけを行っていただくなど、多方面から母子に対する対応、支援をきめ細やかに行ってお

ります。

どうしても健診や相談等に来られない場合は、保護者との面談、自宅訪問等により聞き取りを行い、乳幼児の状況を把握しているところでございます。

○3番（松崎幹夫君） 今、ありましたとおり、保健師によって障がいが疑われる場合、関係課及び病院などとも連携して対応している。そして、保育園等とも連携してしているという話ではありますが、課長、100%確実にそういう方々に声をかけて、ちゃんと障害認定という形まで取れているのかということについては、いかがですか。本当に難しい話になってくると思います。全員が全員、そこまで分かるのかという部分ではありますが、やっぱりいい経験でありますので、保健師であったり、看護師であったり、保育士であったりという部分で、見た感じで分かるということで、対応していただけるというふうに思いますが、100%そういう形をほぼしているということが言えるでしょうか。

○福祉課長（宮口吉次君） おっしゃいますように、100%の対応というのはなかなか難しいところでございます。完全とは言えないところがございまして、それに近づくように、関係課、関係機関等とも連携しながら、積極的かつ丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

○3番（松崎幹夫君） そのとおりに、根気強く対応していただきたいというふうに思います。保護者が悩んでいることがないように支援していただきたいし、親も子も、もしかしたら、知り合いの子どもがいたとなれば、話しやすくなると思います。そういう場への参加が増えてくるように、しっかりと寄り添っていただきたいというふうに思います。

それと、本市の市役所の窓口サービスの重要性ということで、どこに行って話をしたらいいのかということで分からずに不安な気持ちで市役所に相談に来るわけですので、相談に来た人への対応が非常に重要であるというふうに考えます。保護者が自分の子どものためにどこに行ってもいいのかという本当に悩みの中で、市役所に来て、その対応についてお伺いをいたします。

○福祉課長（宮口吉次君） 御意見がございました。

当然、福祉課の窓口に来ていただければ、対応できるようにしておりますけれども、この障害者手帳取得等に際しましての窓口での相談に対しましては、お説のように、職員の対応が重要だと考えておりました。これまでも懇切丁寧な対応に努めているつもりでございますけれども、御意見のありましたように、不安な気持ちを持ちながら相談に来られた中で、不十分な情報提供しか出来ず、戸惑いの中、不対応な対応と捉えたケースもあるようでございます。

現在、先進事例等も参考に、障害者手帳取得に係る手引等の作成を進めているところでありますので、併せまして、窓口に来られた方々が必要としている情報を把握の上、県が開示していない情報もございますので、先ほど申し上げましたように様々な方法により、これを収集、整理を行いまして、住民が必要とされる情報の提供方法等について充実を図るなどし、今後とも窓口サービスの改善を図ってまいりたいと考えております。

○3番（松崎幹夫君） 保護者の皆さんが市役所に来たら、全部のことを理解して、すっきりとした形で帰っていただく。そしてまた、次に市役所に来るときも気持ちよく市役所に来れるというそういう姿を取れるように。一番市役所が顔であって、ここで市民の皆さん方が納得されて、市役所に行けば何でも相談できますよという流れにならないといけないというふうに思いますので、関係課で対応していただきたいというふうに思います。

最後であります。保護者等が知りたい情報をしっかりと広報できているのかということをお伺いいたします。

○福祉課長（宮口吉次君） この情報につきましては、ホームページ、またはパンフレット等において広報を行っているところでございます。

これにつきましても、今後見直しを行いまして、保護者等が知りたい情報が不十分と思われるような点につきましては、他市の状況等も参考に改善してまいりたいと考えております。

○3番（松崎幹夫君） ホームページであったり、パンフレットという部分でもありますが、やっぱりホームページにつきましては最新の情報を提供して

いただきたいということをお願いしたい。今の若いお母さん方にとっては、スマホで簡単に見れるし、常に情報を期待しておりますので、そういう部分では、県の情報も把握しながら、対応していただきたいというふうに思います。

次に、入ります。2番のふるさと納税寄附金についてであります。

昨年度の寄附実績、現在の状況と、今年度のふるさと納税増額に向けた具体的な取組についてお伺いをいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 本市のふるさと納税の実績についてでございます。

昨年度の寄附実績は16万3,351件の20億675万2,266円となっております。今年度の寄附申込みの状況でございますが、8月末現在で約4億4,600万円でございます。

また、寄附金額増に向けての取組でございますが、返礼品のレパートリー拡大のため、新規のパートナー企業の開拓を行っております。4月以降、生福でぶどう園を営む磯部農園や、切り絵のAtelier武蒼など、計5つの事業所が新規でパートナー企業として登録いただきました。

新規返礼品の開発と併せまして、寄附者のニーズに合わせた返礼品について、市とパートナー企業と一緒に、開発を進めているところであります。

○3番（松崎幹夫君） 本市で20億円という寄附をいただいたということでもあります。本年度、4億4,600万円ということでもあります。これからの重要であるというふうに思いますが、20億円以上を維持したいというふうに思います。今、言われました新規返礼品の開発という部分では、市とパートナー企業と一緒に開発に努めるということでもありますので、本当にパートナー企業さんとの連携が重要であるというふうに思います。そういう部分では、令和2年度の寄附額20億円の主な返礼品についてお伺いをいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 昨年度の寄附額約20億円の主なる返礼品につきましては、生冷凍焼き鳥セットが約7万9,000件、干し芋が約1万1,000件、ホワイトボンレスハムが約5,400件となっ

ております。上位3品の返礼品の合計で約9億7,000万円となっており、全体寄附額のおおむね半分を占めているところであり、人気がありました生冷凍焼き鳥セットにつきましては、全国に先駆けて冷凍焼き鳥を出品したことと、串5種類が5本1袋に小分けされており、少量ずつ解凍して食べられることから、家庭やアウトドアで需要が高まり、各ポータルサイトで上位にランキングされたものであると考えております。

○3番（松崎幹夫君） 今、答弁の中に、上位3品だけでも10億円程度の寄附をいただいたということであり、私はこの話を聞いたときに、生冷凍焼き鳥セットというのは小分けされて、少量ずつで解凍して食べられて人気だという話を聞いたときに、本市の商品について小分けして商品を送送できたら、ほかのやつもまだまだいろんな形で寄附が来るんじゃないかなというふうに思いました。そういう部分では、この生冷凍焼き鳥セットだけでなく、干し芋、ホワイトボンレスハムというのが人気がありますが、この理由と、返礼品を小分けして商品にできるのか、できないのかということについてお伺いをいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） やはり家庭内での利用というのが非常に多くなっておりまして、小分けの部分というのがすごく人気が出ている部分ではございます。干し芋が人気になったところも、全国に先駆けて出品したということ、それから、干し芋自体が柔らかく、そのまま手を加えずに、手軽に食べられる、保存も利くということから、幅広い年代に支持をもらっているのかなと思っております。こちらのほうも小分けにして、返礼品として返しております。

また、ボンレスハムにつきましては、寄附額に対してハムの重量が約1.5キロということで、商品としてのインパクトが非常にございます。こういうことから、ふるさと納税を始めた当初から人気が高く、今もリピーターとして、続けて寄附いただいている方々も多くいらっしゃいます。

返礼品の小分けについては、寄附者のニーズに合わせて行っている工夫の一つであり、返礼品の新規

開発時、また、見直しのときに、小分けも含めて様々な工夫をしながら、パートナー企業と取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（松崎幹夫君） この3つで10億円という部分からいけば、小分け需要のほうはかなり皆さん方に人気があるというふうに確信しますので、そういう部分では、一番大事でありますパートナー企業さんとの話合いの中で進めていただけたら、また、ほかの分野の商品についても、多く仲介いただけるんじゃないかなというふうに思います。

この4月からパートナー企業が5社増えたということですが、昨年度に比べて寄附額が減少しているという資料も頂きました。8月はよく聞けば、寄附者が減るということでありました。ですけれど、今からが本番になってくるというふうに思います。そういう部分では、さらなる寄附額の増額に向けて、パートナー企業の拡大が必要と考えるが、どのように取り組んでいるかお伺いいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） ふるさと納税の寄附額につきましては、議員さんがおっしゃられたとおり、昨年がかなりたくさん寄附いただいております、今年度、それに比べると少しちょっと落ちるかなというところはあるんですけども、これから年末に向けてがまさに正念場になってきますので、しっかりPRをしながら、寄附金額増に努めてまいりたいと考えております。

また、新規パートナー企業の拡大につきましては、現在、総務省から示されている地場産品基準を満たす市内事業者に赴き、ふるさと納税制度について説明を行い、パートナー企業の登録を進めているところであります。

また、パートナー企業の拡大のための働きかけのほか、日頃から返礼品のトレンド、工夫、見せ方等を説明し、よりよい返礼品を開発し、各事業者とともに進めているところであります。

今後の新規登録見込みにつきましては、飲食店、食品製造業の事業者が返礼品の開発を含め、前向きに検討いただいているところがございます。引き続き、積極的にふるさと納税の趣旨説明を行い、事業者登録の拡大と寄附増に努めてまいります。

○3番（松崎幹夫君） 返礼品については、やっぱり一番はパートナー企業さんであるというふうに思っています。

しかし、やっぱり市の担当課、ふるさと納税係の皆さん方の発想、自分の発想が活かせるかどうか、また新商品へのこだわりにもなってくるんじゃないかなというふうにも思いますし、パートナー企業さんへの積極的なアタックもしていただきたいというふうに思います。

2番に移ります。

ふるさと納税額に向けた今年度の返礼品開発の取組についてお伺いをいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 今年度の新たな返礼品の取組につきましては、嗜好品としまして切り絵、また体験メニューとしまして、「たけどん」と往く串木野麓めぐり体験など、今までにない新たなカテゴリーで、モノだけでなく、コトの返礼品も開発し、出品しているところであります。

また、高額寄附者向けに、定期的に返礼品をお届けする定期便の開発をパートナー企業と一緒に進めているところであります。定期便は、半年や1年間にわたり、定期的にお届けするもの等があり、肉や魚に特化するものや、季節に応じた特産品など、本市の魅力が伝わり、寄附者の満足度が高い定期便の開発を進めているところであります。

○3番（松崎幹夫君） 今ありました。モノだけでなく、コトも返礼品に入れていくということで、「たけどん」と往く串木野麓めぐり体験ということで、こういうのにも多くの方に体験していただきたいというふうにも思います。

それと、高額寄附者向け、インターネットで見るときはびっくりしました。高額寄附者向け67万円というのが本市でもあります。これは本当に幾つかしか来ないだろうというような思いがあったんですが、定期便として返礼品を届けるというのが、ものすごく発想がいいということで、本市のいいものを入れてお届けできるということで、ものすごくいいというふうに思います。ですから、定期便の開発を進めているとのことではありますが、定期便について、昨年度の実績をお聞きしたいというふうに思います。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 昨年度の定期便の実績についてであります。

定期便に取り組んでいる事業者数は9社ございます。9社で26種類の定期便がございます。

申込みの実績でありますけれども、約1,700件の申込みがあり、寄附額で9,600万円。寄附額全体の約5%を占めているところでございます。

高額定期便といたしましては、先ほど議員がおっしゃられました半年間にわたって、月1回、マグロの返礼品をお届けする寄附額が67万円の南マグロ丸ごと一本の定期便、こちらのほうが、昨年度9件出ております。

また、3か月にわたり、毎月1回、牛肉の返礼品をお届けする鹿児島県産黒毛和牛サーロインステーキ半頭分セットの定期便に3件の申込みがございました。

件数が最も多かった定期便としましては、2か月から5か月にわたり、毎月1回、朝どれ鮮魚をお届けする定期便が、こちらのほうが年間1,000件の申込みがあり、寄附額としては5,400万円の寄附があったところであります。

○3番（松崎幹夫君） 定期便としては、9社、26種類ということであります。

私はさっき言いました小分けの部分、それと、今言います定期便というのがものすごく発想がいいと、絶対人気が出るというふうに思います。ですから、そういう部分では、まだまだここにウナギであったり、焼酎であったり、つけ揚げであったりというのも定期便の中に入れていただいて、広報をしていけば、まだまだ変わるのかなという思いもしております。朝どれ鮮魚の1,000件という部分は、本市、いちき串木野市が漁業の町でもあるという部分での取組でもあります。ですから、やっぱりそういう部分では、つけ揚げもある、ウナギもある、焼酎もあるという部分での定期便というのも開発していただきたい。パートナー企業さんとの連携による部分でありますけれども、逆にパートナー企業さんにエールを送りたいという思いで、こういう発想をしていただいて、なお一層、寄附が来ることを願っております。

その次に行きます。

新聞報道で、奄美6市町村が世界遺産自然の保護について、ふるさとチョイスのクラウドファンディングを活用して取組を行っているが、新たな寄附の手段として、本市でのクラウドファンディングの取組状況についてお伺いをいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） ガバメントクラウドファンディングの件でございます。

自治体が行うガバメントクラウドファンディングは、自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みになっております。

本市では、ポータルサイトでのガバメントクラウドファンディングの取組は、現在まで実施はしておりませんが、寄附金の使い道を指定した事業としまして、市内の高校支援であったりとか、五代友厚映画制作のプロジェクトであったりとか、令和元年度の災害支援等を実施しているところでございます。

ガバメントクラウドファンディングにつきましては、寄附者からの共感が足りず、目標額に達しなかった際の残りの予算の問題等があることから、寄附者から共感される事業というのを検討しながら、今後必要に応じて、取り組んでまいりたいと思います。

○3番（松崎幹夫君） ガバメントクラウドファンディングということですが、今インターネットで見てもものすごく、どこの自治体も出しております。そういう部分では、予算の問題があるということでもありますけれども、そういう部分ではなくして、大いなる発想を持ってチャレンジしていただきたいというふうに思います。

ちなみに、幾つかインターネットで見た部分で、面白いなという部分がありました。大阪の岬町、「いきいきパークみさき、大型遊具のある公園をつくらうプロジェクト」ということで、目標5,000万円に対しまして、1億1,370万円という達成でございます。もう一つ、北海道根室市、「日本最東端のまち・根室でJAZZを鳴らし続けたい！」地域おこし協力隊が手がける目標737万4,000円の部分に3,278万円というところで、444%の達成ということで、

本当に何に対して求めるかということが変わってくるというふうに思いますが、やっぱりこういういろんな形で全国を見るとものすごくあります。まだ大きいのは、新潟県の燕市です。「将来を担う子どもたちが安全で安心な環境」、幼稚園、保育園、小学校にエアコン設置10億円と。何とこれは10億400万円と達成しております。この燕市がものすごいのは、もう一つすごいです。「新型コロナウイルス感染症対策として、ふるさと燕を守る11の経済対策」として20億円。結果、23億2,700万円ということで、達成していると。やっぱりこういうのを見れば、それぞれの課長さん方、やろかいという思いにもならないですか。やっぱりちょっとは変わらんと、我が市でもやいがやいがの、田畑市長は昔やいがやいがの人だったんですけれど、今回、退かれましたが、そういう部分では課長さん方、やいがやいがという思いも、持っていただきたいというふうにも思います。

その中でも、大阪でありました、桜並木を復活させようという部分の情報の中に、本市も観音ヶ池の桜が、もう古木が多くなってきているという部分でいけば、植栽を入れ替えるという部分では、「目指せ九州ナンバーワン桜並木」というような発想もいいのかなど。そしてまた、冠嶽芸術文化村構想に合わせて、「徐福像をきれいにしようプロジェクト」。笑えないですね。羽島観光船で船長さんはかなり忙しい人ですけれども、この前、テレビに出ました人形姫、「マーメイドももと行く海中散歩」というような、自分で勝手につくってみました。

でも、何かこう発想しないと。本市は予算が厳しいという部分ではあります。でも、ふるさと納税に期待する、ふるさと納税しかないというような部分でもありますので、いい考えを持って、前に進む検討をしていただきたい。こうしたガバメントクラウドファンディングを活用して、本市ならではの事業に取り組んでいただきたいというふうにも思います。答えを聞きたいけど、市長、あまり言うつもりじゃなかったんですが、やっぱりこうした自治体が行う部分についても、本市も前向きに取り組んでいけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 本市の財政を今支えている

大きな要因として、ふるさと納税のおかげが本当にあります。今のふるさと納税で、テレビで昨日やっていたけど、全国で9,000億円余りという、何かあったような気がします。どの町も競ってふるさと納税で財源の確保を図ろうということはもちろんですけれども、あわせて、そのまちのよさをPRしよう、愛されるまちにしたいという思いで、それぞれの町が工夫を凝らして取り組んでおられます。

今、松崎委員がいろいろな全国の例をお述べになりましたが、本当に感心して聞いておりました。これは本当に行政の務めというのは、何ととっても、いろんな面の仕組みづくりをすることです。そのつくった仕組みづくりを市民の皆さんに分かっていただいて、共感をいただいて、やる気を起こしていただくと、それが行政の務めだと思います。

そして一つの夢を果たして、また、次の夢を見ると。夢は発想して食べるものとして私は思っておりますが、そういった面で今お述べになりました発想の転換というのは、財源の確保のみならず、先ほど申し上げましたとおり、本市を、いちき串木野市を全国の皆さんに知ってもらう。もっと言ったら、全国の皆さんの多くの方々に、本市のファンになってもらいたい、その一員であるという思いになってもらいたいというのが願いでありますので、今縷々お述べになりましたが、創意工夫、本市ならではの、物がたくさんあると思います。人間味の話なんかも、これは本市ならではの。そういった点で、名所古跡、冠岳や観音ヶ池とか、歴史とか、いっぱいありますので、工夫をしていきたいというふうに、工夫をすべきだなということを、今、実感として受け止めさせていただいたところであります。

今後そういった努力をみんなで行っていきたく思いますので、また、どしどしお気づきの点は御質問いただけたらと思います。

○3番（松崎幹夫君） さらなる思いを、課長さん方に思っていていただいて、前に向かっていただきたいというふうに思います。

次に、行きます。

さらに多くの方への周知が必要と考えるが、今後、本市ではどのように取り組む考えなのかということ

ですが、市民の皆さん方が市外の親戚であったり、友人に、本市のふるさと納税を進めたい、そういう紹介できる資料がありませんが、今後作成する予定はないのか、お伺いいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 市民の方々へのふるさと納税制度の周知ということでございます。

今月の9月号の広報紙に、ふるさと納税についての特集ページを設けることとしておりまして、市民の皆様には、本市のふるさと納税についての周知を図ってまいりたいと考えております。

また、市民の皆様が市外の親戚、友人に、本市のふるさと納税の紹介、申込みができるような、新規のリーフレット作成につきましても現在進めておりまして、これを利用して、市民の皆様にご配布し、周知のほうを進めてまいりたいと考えております。

○3番（松崎幹夫君） 私ははがきで全世帯に配布して、親戚であったり、友人の方などを紹介させていただこうということで思っておりましたけれども、今、担当課からありました、広報紙であったり、リーフレットのほうでの紹介をするということになりますので、市民の皆さん方にも見てもらって、紹介していただくという部分でありますので、進めていただきたいと思います。期待をいたします。

最後であります。

ふるさと納税をさらにPRするために、広告塔として本市ゆかりの芸能人をお願いしてみてもどうかということではありますが、チャレンジしたいというふうに思いますが、いかがですか、お伺いいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） ふるさと納税増額のために、本市ゆかりの有名人の起用ということでございますが、PRの起用にかかる費用、こちらのほうは国が定めるふるさと納税の募集経費の対象になるというふうなことが想定されます。

そのため、芸能人の方を直接ふるさと納税のPRのためにというのは、今のところは難しいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○3番（松崎幹夫君） 芸能人の方もまだ来るかど

うか分かりません。ただ、でも、本市のPRとして、できたらなという思いであります。芸能人という部分であります、今や飛ぶ鳥を落とす勢いの女優であり、歌手であり、毎日のように新聞に出ております上白石萌音、萌歌さんの姉妹であります。そのお二人をチャレンジできたらなという思いで話をしてみました。お父さんが教師でありまして、昨日もLINEが来まして、市長が退任されましたねということで、よろしくお伝えくださいというLINEが来ました。ですから、お父さんが羽島中学校の先生で7年ほどおりまして、今でも交流があるということで、先日お電話で広報の件をお願いしました。ですから、話をしましたら、「2人は事務所にいることで、厳しいかもしれません」ということでしたが、2人が休みのときには、必ずいちき串木野市に帰ってくるということでもあります。当時、住んでいました住宅の近くの公園に、必ずいちき串木野市に来るということでありました。ですから、本市にもものすごく住み慣れて、いちき串木野市が大好きということでもありますし、萌歌さんはいちき串木野市で生まれたと。そして、2人にとってはいちき串木野市は本当に一番長く住んだ土地でもあるということで、「何らかの協力はできると思います」ということでお答えをいただきました。姉妹のほうは。そしてまた、お母さんも以前は教師であられまして、2年前ぐらいに照島小学校での講演をされたというふうに聞いております。お父さんのほうは特に教員で、公務員でありますので、「たいしたことはできませんが、できることは協力します」ということで返事をいただきました。まだまだそういう部分では、いい返事がまだ来るかもしれません。そういう部分では、市長、このことは市長にもう1回お願いをして、お答えをいただきたいと。上白石姉妹、お父さん、お母さん、家族を本市のPRとして、お迎えすることはできないのかなということでの伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 今、松崎議員のほうからいろいろお話がございましたが、お父様が羽島中学校におられましたよね。私も幾度となく懇親会でよく一緒になったものでありますが、そういったことも

ありまして、この上白石姉妹の方々、実は上京するときに、わざわざ市長室に挨拶に来られました。今から中央に出て、東京に出て、勝負したいという心意気話をされました。そのときを思い出して、なんか感無量の思いでありますけれども、今や、おっしゃいましたとおり、もう本当にスターダムにのし上がって、本当に毎日のようにテレビやら出ておられますよね。あれから四、五年たっておりますけれども、こんなに立派になれるとは、本当にそこまでは思いませんでした。

歌手の世界でも、歌手といってもジャンルがいろいろありますから、演歌もあればジャズもある、ポップスもある、いろいろあります。極端に言いますと、毎日1人デビューしているそうです。でも、最後まで生き残られるのは、もうそれこそ一握りというよりも一粒と言えいいですかね、の方で、何の仕事も大変ですけども、特に芸能の世界というのは、浮き沈みと申しますかね、それがとっても激しくて、競り上がっていくというのは大変な至難の業だそうであります。また、それには運も伴うという。しかし、運は努力によってまた、ついてくるものかもしれないませんが、そういう厳しい世界だそうあります。

したがいまして、今やこんなに有名になられますと、それは当然、事務所に所属をしておられますので、その調整というのはとても高いハードルではないかなと予測がされます。さっき課長が申し上げましたとおり、返礼品のパーセントの限度がありますからね、そういった点から見ても、難しい面もあるかもしれませんが、松崎議員は今でもお父様との交流をしておいでのようにありますので、何とか可能な範囲でPRに協力できないものか。また、御両親につきましても講演などをなさっておいでですので、御両親も含めまして、何らかの形で御協力をいただけないものかと考えているところであります。

○3番（松崎幹夫君） 前向きに検討していただいて、呼べたらなという思いであります。

私も市長に最後の一般質問でありました。昨日、退くという話を聞いたときには、大変残念でありま

すが、長きにわたりまして、御苦労されたと思えます。本当にありがとうございます。その部分では、市長が35歳で市議選に出られたとき、2期目から一緒になって戦ってきたというふうに思っております。本当に長い間の政治活動であったと思えますが、今後はごゆっくりと、また、そして指導のほうもよろしくお願ひしたいというふうに思えます。本当に御苦労さまでした。

以上で一般質問の全てを終わります。

○副議長（濱田 尚君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時13分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江口祥子議員の発言を許します。

[2番江口祥子君登壇]

○2番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。1期4年間の最後の一般質問となります。

今年の夏はコロナ禍ではありましたが、東京オリンピック・パラリンピックも開催され、たくさんの勇気をもたらした大会となりました。何よりも一日も早く普通の暮らしが戻ることを心から願ひまして、通告に従い、一般質問させていただきます。

3歳児健診における弱視早期発見についてお尋ねします。

平成29年4月7日に厚生労働省から、3歳児健康診査における視力の検査の実施についてという事務連絡がありました。その中には、子どもの目の機能は6歳までにはほぼ完成するため、3歳児健康診査において異常が見過ごされると治療が遅れる。十分な視力が得られないことがあるとの記載があります。

3歳児健康診査が終わると、次は小学校就学前まで健診はありません。したがって、大切な治療の機会を損なうことになりかねません。このような理由で、3歳児健診における眼科検診はとても重要です。

そこで、本市での3歳児健康診査時の視力検査での市長のお考えと現状について伺ひまして、壇上か

らの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 江口祥子議員の御質問にお答えをいたします。

3歳児健康診査での視力検査についてであります。未来の宝である子どもたちの健康は大変重要であると認識をしております。江口議員お述べになられたとおりであります。

このため、国・県の制度による妊婦健康診査や乳幼児健康診査等に加え、市独自で新生児聴覚検査の助成など事業を実施しております。視力検査についても重要と認識しており、3歳児健康診査で行っているところであります。

現状につきましての詳しい状況は担当課長に答弁をいたさせます。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 3歳児健康診査での視力検査は鹿児島県の母子保健マニュアルに沿って実施しており、1次検査は各家庭で実施しております。アンケートを記入し、各家庭でランドルト環を用いて、保護者が左右の視力を検査します。家庭で視力検査ができない場合、2次検査として、健診会場で看護師、保健師が視力検査を行います。

令和2年度では3歳児健診実施者196人で、視力の一次、二次検査は168人に実施しており、85.7%の子どもが検査をしている状況であります。

健診の際、子どもの協力が得られなかったり、検査方法を理解出来ず、検査できなかった28人については、4歳の誕生日までに家庭で再度、視力検査を実施してもらうよう、電話などで聞き取り調査を行っております。

視力検査で見えづらい子どもや健診医の判断によって精密検査依頼票を発行し、眼科での精密検査受診を勧めしております。

○2番（江口祥子君） 異常が判明した子どもの追跡調査は行っていらっしゃるのでしょうか。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 本市では令和2年度、3歳児健診における視力検査の異常ありは5人で、その中には既に医療機関の受診をしている子どもが1人、親の判断で医療機関を受診し、異常なし1人、依頼票により受診した子どもが2人、

現在、精密検査をするように勧める子どもが1人おられます。

○2番（江口祥子君） ありがとうございます。これから追跡調査のほうをよろしく願います。

次に、3歳児健康診査において、強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。国のほうからは子どもの目の発達について、早期に発見、治療することが大切であり、それを家庭に、保護者に周知することも必要であると言っています。

ということで、視力検査の重要性について、保護者への周知啓発はどのように行っているのか伺います。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 保護者への周知については、3歳児健診の前に県のマニュアルに基づいた目に関するアンケートを同封し、子どもの視力については、日常の様子から注意深く観察していただくことの周知を行っております。

健診時の案内については、今後、広報内容を工夫し、保護者に対し、視力機能が6歳までに完成することから、3歳児健診が重要であることが分かりやすい広報内容となるように検討していきたい。また、健診会場では、視力検査の重要性をお伝えしていきたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 3歳児健診で実施される視力検査では弱視がしばしば見落されているとして、日本眼科医会は危機感を強めています。弱視は3歳頃から治療をすれば9割ほどは回復するため、同医会は発見に役立つ検査機器の導入などを挙げ、健診で必ず見つけてと訴えています。

脳の成長が著しいのは3歳頃までで、8歳頃には止まるため、弱視は早く発見することが大事です。治療が遅れるほど回復は難しくなります。

ということで、本市でも専用の検査機器の導入はできないか伺います。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 専用の検査機器の導入については、現在、近隣市においても導入はされておられません。

報道等では厚生労働省が2022年度に補助を予算化

する方針とのことですので、国の動向、また、近隣自治体の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 屈折検査機器とは、乳幼児から大人まで視力機能上の問題を迅速かつ的確に検知することを目的とし、開発された持ち運びやすい携帯型屈折度測定器です。一眼レフカメラのようなもので、子どもはお母さんに抱っこされながらも検査を受けることができ、30秒から1分ぐらいで検査ができる。この操作も簡単で、難しい資格も必要はないということです。

先ほども言われましたが、2022年度、厚生労働省は専用機器購入費2分の1を補助する方針を示されています。

屈折検査の機器が導入できれば、子どもたちや保護者の皆様、保健師の皆様の負担軽減にもつながります。導入されることを期待いたしまして、また、弱視については、発見から治療までの期間が限られております。子どもの将来に関わることで、本市においても、治療ができる月齢になったら、できるだけ早く発見できるよう取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の項に移りたいと思います。

次は、子宮頸がん予防ワクチン個別情報提供について。

令和2年10月9日、厚生労働省は、HPVワクチン接種について、接種の有無にかかわらず、接種対象者及び保護者が検討、判断し、接種を希望した場合に円滑な接種ができるよう、子宮頸がんやHPVワクチンの有効性、安全性に関する情報等を知っていただくリーフレットの個別送付による情報提供を通知いたしました。

それを受けて本市では希望される方が年度内に接種を完了できるよう、迅速に対応されました。

個別送付後の問合せの状況について伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 情報提供送付後の問合せについてであります。

厚生労働省から、子宮頸がん予防ワクチン接種について、対象者への情報提供周知の通知が昨年10月にあったところです。本市では通知を受け、昨年10

月に小学校6年生から高校1年生までの全対象者591名の保護者に対し、ワクチンの有効性、安全性に関する情報等が記載されたリーフレットを同封した文書を送付したところであります。

情報提供後の問合せについては、接種希望の問合せが20件あり、受診票を送付したところであります。ワクチンに対する安全性などのその他の質問についてはなかったところであります。

○2番（江口祥子君） 厚労省は積極的な勧奨を控えたことで、若い年代で子宮頸がんが増加しているという厳しい状況をワクチンによる予防が大変重要であると判断され、このような状況の中、県内の多くの自治体が対象者に対して、新しいリーフレットを個別に送付しました。情報提供によって、本市でも20名が接種されたことが確認できます。

定期接種は小学校6年生から高校1年生の間に3回接種を行います。高校1年で年度内に接種を始めた方が残りの接種について3月末までに受けられなかった場合に、来年度も受けられるようにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

財政と絡んでくるということも承知しております。救済策を伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 年度末までに完了できなかった場合の自己負担に対する救済措置ということだと思います。

対象者への周知については、高校1年生の保護者の方に公費で受けられる定期接種終了時期が迫っていることから、接種時期やワクチンの種類など注意していただくよう、個別にリーフレットを同封して通知したところであります。

また、保護者への通知文書に、公費で受けられる期限及び接種回数を考慮し、接種できるワクチンの種類や接種開始期限を記載し、期限を超過した場合は定期接種外になることについても周知しており、市独自の救済措置は行わなかったところであります。

○2番（江口祥子君） 新しく対象となる小学校6年生ですが、そこから、中1、中2、中3、高1までまだ先があります。高校1年生までに接種をされればいいわけですが、この最初の入り口となる小6の段階でしっかり情報が届くことが大事だと思います。

どのようなことに留意されて、情報提供されますか。伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 対象者の保護者に対する情報提供についてであります。

対象者の保護者に対し、接種について検討、判断する材料として、ワクチン接種の目的や有効性、安全性に関する情報のほか、接種回数、接種対象年齢、接種後の副反応などのリスクが記載してあるリーフレットを同封して通知しております。

新しく対象となる小学6年生の保護者に対しては、今年度、新たに117名の小学6年生の保護者に対し、接種に関するリーフレット等を個別通知したところであります。

○2番（江口祥子君） 世界では減少している子宮頸がんは、今も日本では毎年約1万人の女性が罹患し、約3,000人が亡くなっています。毎日8人以上の女性たちが亡くなっているのです。1万人の罹患の中には子宮摘出をされた女性も多くあるようで、妊娠の可能性も奪われるなど、苦しんでおられる方も少なくない現状です。

接種勧奨が控えられたことにより接種をされなかった女性たちも、あと残されているのががん検診だと思います。このワクチンと検診で撲滅できると思われる唯一のがんが子宮頸がんです。

ぜひこの若い世代には検診を行っていただき、そのことを強く発信していただくことを期待いたします。

ということで、今後の取組について伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 情報提供につきましては、今後も市のホームページ、あと、接種に関する情報等を今、掲載しておりますが、そのほか、令和2年度は先ほどもお話しいたしましたように、全対象者の保護者に対して情報提供を行っております。

新しく小学6年生につきましても、117名、今年度は保護者に対し、リーフレットを送付したところですが、次年度以降につきましても、新しく対象者となる方につきましては情報提供のほうを行ってまいりたいと思います。

今後も国の動向に注意しながら、広報紙、ホーム

ページ等を活用して、必要な情報を提供してまいります。

また、あと、がん検診につきましても、現在、子宮がん検診を行っておりますので、そちらのほうにつきましても、受診していただくよう、啓発も行っていくこととしております。

○2番（江口祥子君） 青森県平川市は本年度、17歳、18歳、19歳の女性に1回上限1万6,753円の助成を行っています。

議会での提案に市長は「本市に住みたい、産みたい、育てたい。みんなそんな願いを抱いている子どもたちが、今後、子宮頸がんを罹患することによって、その願いがかなわないということはあってはならないと考えていることから、改めて、ワクチン接種への助成について検討してまいります」との答弁です。

女性の命に関わる定期接種であり、もちろん希望者が接種するわけで、若い世代の生きることを支える政策です。

ここで市長の率直な思いをお聞かせください。

○市長（田畑誠一君） 子宮頸がん予防ワクチンの接種について、縷々、話をなさいました。また、御提言もいただきました。

女性にとって、まさに命であろうと思います。反面、また、副反応の疑いの例が報告をされたということで、積極的な接種勧奨というのは行われなくなったという状況にあります。

そんな中で本市としては情報提供しながら、希望される方々に対して接種を行っている実態であります。今後も副反応云々とかいろいろありますが、これからもやっぱり解明をされていくものと期待をしているところであります。

他市の今、補助制度のお話をなさいましたが、この件につきましては、また今後、検討課題として研究してまいりたいと思います。

○2番（江口祥子君） 積極的勧奨が行われた場合は、また、丁寧に対応していただきたいことを願ひまして、以上で一般質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） 先に通告いたしました事項について、順次質問を行います。

1番目は、さのさ祭りについてであります。

さのさ祭りが2年続けて中止となりました。この間、さのさ祭り実行委員会において、踊り手の確保や見物客の増加等を図るため、次のような、1部は串木野さのさ市中流し踊り、2部はみこし等の出演による夏祭りなどの2部構成について検討されたことはないか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をいただいて、その後、質問者席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田清宏議員の御質問にお答えいたします。

本市の夏を彩るビッグイベント、串木野さのさ祭りは新型コロナウイルス感染症の影響により、お述べになられましたとおり、2年続けて中止となっております。

中止の決定は実行委員会の主要メンバーで構成する準備委員会で協議をされ、実行委員会にお諮りをし、決定されたとお聞きをしております。準備委員会では開催の可否のほか、今後の実施方向についても協議されたそうですが、具体的な内容は引き続き検討することとなっているようであります。御質問の2部構成での実施については、今のところ、検討されていないとのことであります。

串木野さのさ祭りはこれまでも参加者を増やすために、アレンジした振りつけでの参加を認め、日中の暑さ対策のために市中流しの開始時間を遅らせるなど、実施方法を見直しながら、これまで実施されてまいりました。

今後の実施については、実行委員会の協力をいただきながら、検討をしてまいりたいと思います。

○15番（福田清宏君） 次の質問の前に、さのさ祭りの開催につきましては、さのさ祭り実行委員会をはじめ、関係団体各位の御努力と御苦勞に感謝いたします。

私はさのさ祭りに最初から参加しておりますが、数年前からの思いに、串木野さのさ市中流し踊りは

当初の在り方とは大分、様相が違ってきたと感じております。当初は串木野さのさと鹿児島ハンヤ節であったものが、今日、みこしや踊り等が加わり、串木野さのさ市中流し踊りが始まったときの趣旨とは違っているように思えてなりません。

串木野さのさは、はるか昔にマグロ船の乗組員が五島列島近海に出漁していた頃、入港の折々に宴会の席で、芸者さんの爪弾く三味線の音色とともに歌い始め、船上においては右舷と左舷に陣取り、餌のサバ釣りに眠さをこらえ、遠く故郷串木野を望み、家族や恋人を思い、交互に歌いながらできた哀愁を帯びた串木野さのさであると、当時、出漁されていた船員さんから話を聞いたことを思い出すところがあります。

今日の催しの在り方に鑑み、1部は串木野さのさ市中流し踊りの原点に戻り、2部はみこし等の出演による夏祭りや銘打って行えば、踊る人も参加する人も見物する人もより楽しいさのさ祭りになるのではなかろうかと思うところがあります。

どうか、さのさ祭りの協議の議題とすることはできないでしょうか。再度お伺いをいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） これまでもさのさ祭り実行委員会の中で、様々、御意見を頂きながら、現在の形となっております。

意見の中で時間の変更であったりとか、踊りの追加であったり、また、今、議員仰せのみこしの関係であったりとか、祭りのほうをいかにして盛り上げるかということを実行委員会の中で考えながら、今の現状になっていると思っております。

また、議員の御意見等も参考にさせていただきながら、今後、実行委員会の中でお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○15番（福田清宏君） やはり、さのさの歴史からして、この哀愁を帯びたさのさと、わっしょいわっしょいのみこしはどうしても合わない。そういう思いがしてならないということから、こういう質問であります。

さのさ祭りは今日、前夜祭と串木野さのさ市中流し踊りで構成されています。さのさ祭りの原点に戻り、みこし等の出演は重ねて夏祭りや銘打って挙

されるような協議が進められることを期待をして、この項を終わります。

二つ目は、かんむりだけ山市と龍踊りについてあります。

その一つ目は、かんむりだけ山市物産展の復興についてお尋ねします。

令和2年度の当初予算編成時に、令和2年以降の事業の在り方については地元と検討するとのことでしたが、検討の経緯と結果について伺います。

○シティセールス課長（長崎 崇君） まず初めに、かんむりだけ山市物産展開催の経緯について御説明をいたします。

昭和59年、鎮国寺は鎮国寺頂峯院の復興と地域の発展を祈願することを目的に、柴燈護摩供養を21年ぶりに復活いたしました。昭和61年、鎮国寺は柴燈護摩供養の来場者をもてなそうとふるさとひろば山市を開催し、これ以降、かんむり嶽参りとして、地域に定着してきたものであります。また、平成2年度以降はふるさとひろば山市に対して、国、市の補助金を活用し、かんむりだけ山市物産展として開催してまいりました。

そうした中、平成30年度になります。かんむりだけ山市物産展終了後の実行委員会において、鎮国寺から鎮国寺頂峯院の復興と地域の発展を祈願するという所期の目的を達成したため、柴燈護摩供養並びに関連行事については、今回をもって終了するという報告がなされました。

そして、実行委員会において、新たな内容について協議を重ねながら、令和元年度かんむりだけ山市物産展が開催されました。

その後の令和2年2月27日に開催された実行委員会において、令和2年度以降のかんむりだけ山市物産展の在り方について協議が行われました。委員の方々からは春の桜、秋の紅葉などを生かした新たなイベントを開催したらという意見もありましたが、柴燈護摩供養等を担ってきた鎮国寺がイベントから撤退したことで、お寺関係者による出店や来場者が見込めないことは非常に大きく、また、地元スタッフの高齢化やテントなどのイベント経費の高騰を考慮すると、これまでと同様の内容を継続することは

困難であるという意見が出されました。

今後は地元負担が少なく、かつ、霊峰冠岳という地の利を活かし、持続可能な新たなイベント等を模索していくということで会は終了しております。

○15番（福田清宏君） 大分歴史が変わりましたね。鎮国寺さんが卒業されて、龍踊りの誘致の必要経費も平成31年度の予算特別委員会においては、お寺が負担していたという答弁でありました。このことを聞いて本当に驚きました。冠岳生福地区の地域振興を担い、龍踊りの必要経費も鎮国寺さんが負担されているとは大きな驚きであります。

鎮国寺さんが卒業させていただきたいという申出があったときに、引き続いて、龍踊りに来ていただくように市当局としてはどうして動かなかったのですか。お伺いします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） かんむりだけ山市からの撤退の申出がございましたが、その時点で実行委員会の中で龍踊りに関しての意見は出なかったということがございます。

それをもって、市としましても、独自に動くことはしなかったということがございます。

○15番（福田清宏君） 龍踊りの招致は私が旧串木野市議会議長を仰せつかっておりました平成8年度に、当時の富永市長からのお話もあって、熊本市で行われました九州議長会の懇談会会場において、長崎市議会議長にお会いをし、串木野・長崎間のフェリー就航等々に触れる中で龍踊りのことをお願いをし、後日、平成9年4月28日に長崎市役所観光課長様より電話をいただいて、その内容は要請をお受けいたします。あるいは、内容については会って協議をとか、経費等々について後日というようなことで、当時の富永茂穂市長に同日の午後2時50分に電話連絡したことから、長崎市との交渉が始まったと認識しております。

その後、平成9年6月定例会の一般会計補正予算に、7款商工費商工振興費で、商店街の活性化を図るため、串木野商工会議所主催による商業祭に合わせた長崎市の龍踊りの招致に係る商工振興対策補助金が計上されました。事業費は全体で340万円、その2分の1の170万円を串木野市が補助する。事業

主体は商工会議所で、市、観光協会、かんむり嶽参り実行委員会が一体となって進める。事業費の内訳は、交通費、宿泊費、龍体の輸送費、車の借上料、雨天時のテントの借上料、横断幕、宣伝費等々、合わせて340万円の経費であります。

その投資効果は交流人口の増加と産業の振興に寄与し、賑わいを取り戻すことにあるとして、ドリームセンターの開館とそれに合わせて、年末の大売出しを前に、11月22日に商工会議所が商業祭を実施しました。そのときにも龍踊りがありました。

そして、冠岳の入り口にできました木橋建設を計画して、それが11月20日前後に完成の予定。そして、商業祭の翌日11月23日にかんむり嶽参りに参加して、披露する。そういうことでこの年の第1回目が始まったのであります。

このように、当初は招致の経費の半分を市が商工会議所へ補助金を出すとして、市を挙げて龍踊りの招致に関係各団体と一緒にあって、交渉に交渉を重ね実現した。この原点に戻って、今一度、招致に向かって動くべきではないかと思いますが、いかがですか。お伺いをいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 龍踊りにつきましては、議員仰せのとおり、長崎・串木野航路を記念して始められております。22回にわたり、かんむり嶽参りの目玉として花を添えていただき、誘客に寄与していただきました。長崎龍踊りの関係者並びに招致に御尽力いただきました皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

今回のかんむり嶽参りの終了に伴う部分でございますけれども、先ほども申しましたとおり、鎮国寺が中心となって行ってまいりましたかんむり嶽参りに対しまして、実行委員会でもそちらのほうの意見はございませんでした。

市としましても、長崎龍踊りだけを単体で呼ぶというのは難しいのではないかとということで、現在、招致の判断には至っていないところであります。

○15番（福田清宏君） いろいろやってみて、困難だというなら分かるけど、何もせずにおって、難しいんじゃないかという判断をしたということは少し理解しがたいところであります。

そして、2019年、令和元年11月23日に開催されましたかんむりだけ山市であります。実行委員会の皆さん方の御苦労の上に開催をされましたけれども、前年と比べれば、大変寂しい催しとなりました。

やはり物産展で地元産業の振興とか、あるいは観光による交流人口とか、そういうことを考えると、今一度、市は考えんないかんじゃないかと思うんですがね。

続いて質問しますが、物産展や祭り等にお越しをいただく来訪者の交流人口についての見解をお伺いいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 冠岳につきましては、やはり霊峰ということで、その歴史であり、自然であり、非常に魅力のある観光素材であると考えております。

今回は山市物産展が終わるということで、その部分につきましては、交流人口減とはなるんですが、この地域の持つ観光素材の資源としての価値を磨き上げながら、さらに交流人口の拡大、ひいては地域経済の活性化に努めたいと考えております。

令和2年度においては、くるくるMOMIJIバスを実施いたしました。また、令和3年度においては、冠岳登山道の整備や冠嶽八十八ヶ所お遍路を活用した冠岳観光資源活用PR事業を地域と連携をとりながら、取り組んでいくこととしております。

○15番（福田清宏君） くるくるMOMIJIバスもあれだけの人数ですよ。一生懸命やられることは分かりますけど、本市において、この交流人口の増大、拡大はそういったイベントとか観光、そういうのでないとなかなか拡大できんと思います。だから、やっぱり催しを行うことでの交流人口の拡大というのは、本市にとってはもう切っても切り離すことはできないんじゃないかと思うんですね。

市長がいつも言われるように、5人の交流人口は1人の定住に値すると。そうであればやっぱりやらないかん。ここでやめたら、何にもならんと思う。あれだけ賑わった物産展じゃないですか。引き続き財源を見つけてやられることがいいことだろうと思ってます。

龍踊りは冠岳生福地区の地域振興を目的に、かん

むりだけ山市物産展に合わせて招致をして、産業の振興と観光ルートの確立はもちろんのことでありますが、交流人口の増加を目的としてまいりましたがゆえに、龍踊りの掛け声。持ってこい、持ってこい。この掛け声が冠嶽の山々に再びこだまする日が来ますことを目指して、龍踊り招致に向けた活動が始まりますことを念願をして、この項を終わります。

3番目の質問であります。バスケットゴールの設置についてであります。

令和2年6月定例会一般質問の答弁以来、どのような研究検討がなされたかをお伺いをいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 公園へのバスケットゴールの設置についてであります。

昨年6月の定例会で御質問されました公園へのバスケットゴールの設置についてですが、公園内で安全に利用するためには、道路にボールが出ないようにする必要があり、公園の中心部に設置しなければなりません。公園の中心部に設置すると、他の利用に影響があると思われることから、公園への設置は見合わせることにいたしました。

○15番（福田清宏君） 誠に残念な話ですね。進めない理由の羅列でしかないじゃないですか。何を検討したんですか。本当ですか、検討したというのは、やらない理由を述べるんだったら、誰でもできますよ。やる方向での検討というのはできないんですかね。

2020東京オリンピック・パラリンピックにおけるバスケットボール競技はすばらしく、感動を与えていただいたところであります。5人制もさることながら、3×3や車椅子バスケットボール競技に至っては、手に汗握る試合でありました。

バスケットボール競技の普及はもとより、子どもたちの心身の発達の礎とするためにも、ぜひともバスケットゴールの設置を進めていただきたいと思うことですが、再度お伺いをいたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 公園へのバスケットゴールにつきましては、先ほど申しましたとおり、他の利用への影響があると思われることから、公園は設置を見送ることとしております。

また、お話にありましたバスケットボール。オリ

ンピックにおきましても、パラリンピックにおきましても、すばらしい活躍がございました。また、令和5年度には特別国民体育大会も開催されることになっております。大会終了後にはこの記念大会等を開催し、競技の発展に努めてまいりたいと思います。

○15番（福田清宏君） 大会はあるんですよね。大会もあるんだから、その記念に一つつくったらどうですかね。本当に難しい公園ばかりじゃないでしょう。やり方によっては。そう思いますかね。やらない方向で検討するんだったら、もうそれだけのことですよ。何のこともありません。何だってそうですよ。

子どもたちが楽しく遊んで競技している歓喜の声が聞こえてきませんか。考えられませんか、そういうことは。

長崎鼻公園の再整備だけが子育て世代への施策じゃないんですよ。もうちょっと考えていただきたいと思うことであります。

ぜひ一日も早い設置を期待して、この項を終わります。

次は4番目ですが、交流センターについてであります。

交流センターが地域活動の拠点として、誰もが利活用しやすい施設であるようにとの思いから、管理員の人件費の十分な確保について、これまで幾度となく質問を重ねてきたところであります。管理運営については、令和3年第1回定例会の議案説明の中で、今後、常駐する管理員体制は廃止をする。日常の管理等については、まちづくり協議会の嘱託員設置補助金を活用する手法で統一して管理するという市の方針を立てたとのことです。

次表の管理費（人件費）の格差についてお伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 交流センターの管理体制につきましては、冠岳、生福、照島、旭、荒川については、指定管理者委託料に管理人の人件費を計上して、常駐の管理人により施設の管理を行っていただいております。また、川南、川北、川上、本浦、中央、上名、野平の各交流センターは、指定管理者委託料の管理事務費12万円と、60万円を

上限とする嘱託員設置補助金を活用して、地域の実情に応じた管理を行っていただいている状況であります。

このように、同じ交流センターで管理体制が異なっていることから、まちづくりの拠点施設として、地域が利用しやすく、地域の実情に合った方法で活用していただくよう、これまでの常駐する管理員体制を見直し、嘱託員設置補助金により嘱託員を配置して管理を行っていただく方針としたところであります。

交流センターの管理につきましては、効率的な運営の観点から常時開けておくのではなく、使用申請に基づき開けていただき、使用しない日、使用しない時間帯は施錠をして管理していただく。このような形で管理体制を統一していきたいと考えております。

○15番（福田清宏君） そこで、嘱託員設置補助金60万円の使い道ではありますが、まちづくり協議会において、おのおの異なるのではなからうかと思えますけれども、現状はいかがですか。お伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 嘱託員設置補助金は、まちづくり協議会における運営事務をはじめ、地区まちづくり計画の策定、各種事業の事務補助などを行う嘱託員を設置する経費の支援となっております。

多くの交流センターではこの嘱託員設置補助を活用されて、交流センター事務も行っていただいている状況でございます。

○15番（福田清宏君） ほとんどが交流センターの事務を行っていると言うけど、中には管理員の手当に回っているところもあるんだよね。だから、その辺がまちまちなので、その辺はまた時間のあるときに質問したいと思います。

続いて、次の3点について一括してお尋ねします。

ただいまいろんな説明があった中で、あるいは質問いたしました中で、議案説明の中で今後、常駐する管理員体制を廃止するとありますが、今後とはいつのことを指しておりますか。

2つ目に、同じく議案説明の中で日常の管理等に

ついてはとありますが、日常の管理等とはどのようなことを指しますか。

3つ目に、同じく議案説明の中で統一して管理するという市の方針とはどのようなことを指しますか。お伺いします。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） ただいま3点、御質問いただきました。

まず1点目、今後とはいつかという御質問でございます。

現在、指定管理を2年間、今年度と来年度で指定管理をお願いしておりますので、指定管理が終了しますのが令和5年3月31日になっておりますので、執行する期日といたしましては、令和5年度からこういう形で統一していきたいと考えております。

それと、2番目の質問の日常の管理とはどういうものかという御質問でした。

日常の管理につきましては、交流センターの利用受付など施設運営に関する業務、また、施設及び設備の管理、清掃など維持管理に関する業務でございます。まちづくり協議会の事務を行いながら、この業務を行っていただきたいと考えているところです。

あと、3点目が統一して管理をするという形、どのような形かということでございます。

交流センターの管理につきまして、まちづくり協議会の囑託員がまちづくり協議会事務を行いながら、交流センターを行っていただき、管理の方法といたしましては、効率的な運営の観点からこれまでの常駐する管理人体制を見直し、地域の実情に合わせて、常時開けておくのではなく、使用申請に基づき開けていただき、使用しない日、使用しない時間帯は施錠をして管理をしていただく管理体制に統一していく考えでございます。

○15番（福田清宏君） やり取りはもう次回、機会があるかどうか分かりませんが、先に進みます。

次のお尋ねです。

今後ともまちづくり協議会とよく協議をされて、交流センターの開館に支障がないような予算措置をされていくおつもりかどうかをお伺いいたします。

あわせて、土川交流センターは地区まちづくり協議会がないためか、指定管理者委託料の管理事務費

12万円だけなんです。あれだけの大きな公の施設を管理運営するには、今少し上積みが必要ではなからうかと思うんですが、いかがでしょうか。

この2点についてお尋ねします。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） ただいまの質問の1点目、予算措置の関係でございます。

現在、先ほど言いました5交流センターの関係で、まちづくり協議会長とも協議を進めているところでございますので、この協議を進めながら、また、予算措置のほうは考えていきたいと思っております。

あと、土川交流センターにつきましてです。

土川交流センターにつきましては、主な利用者が土川自治公民館員という形で、自治公民館の形もっておりますので、指定管理委託料に管理事務費の12万円だけを計上した形で、地域の実情に応じた管理をしていただきたいというふうな形で考えているところでございます。

○15番（福田清宏君） やっぱり土川はそれでいいんですかね。いいんですかね。大きな公の施設なんですがね。そんなふうに思います。

いずれにしても、交流センターは市民と行政による共生・協働のまちづくりを行うための総合的な拠点施設であり、市政の推進、発展の原動力たる地区まちづくり協議会に対して、交流センターの開館に支障がないような予算措置をされることを期待して、この項を終わります。

5番目は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案についてであります。

自由民主党が進めた法案により新たな対象自治体として県内で唯一、本市が認められた特別措置法であると聞きいたしますが、どのような事業が計画されているか、お伺いをいたします。

○企画政策課長（北山 修君） お尋ねの過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法についてでございます。

この法律は過疎地域自立促進特別措置法が本年3月末で期限を迎えたため、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現。これを目的に議員立法により成立し、今年4月1日から施行されておま

す。

今回、この新法の成立によりまして、これまで非該当となっていた要件の中の人口要件、これが緩和されたことによりまして、本市が新たに指定されたものでございます。

本市は市全域が過疎地域の対象となっておりまして、市全域の事業で過疎対策事業債や固定資産税課税免除等の制度が活用可能となりますが、そのためには指定を受けた市町村ということ。本市で過疎地域持続的発展市町村計画というものを策定するというので、この法律によって求められております。

この計画には、大きな項目でいきますと、移住定住に関すること。それから、産業の振興に関すること。交通施設に関すること。生活環境に関すること。福祉教育に関することなど、広範囲にわたる内容を掲載するよう、国から示されております。本市の計画もこれに基づきまして、過疎対策となり得る事業を網羅して掲載することとしております。

なお、過疎対策事業債は充当率100%、交付税措置率70%の有利な起債でございますので、貴重な財源として有効に活用してまいりたいと考えております。

それと、今後の予定を申し上げますと、市民の皆様へパブリックコメントを実施して、県との協議を経た上で、議案として12月議会へ上程し、議決を受けた後、国へ提出するという流れになるということになります。

○15番（福田清宏君） 今、お答えの中にありましたように、この予算書にある第1款総務費から第10款教育費に至る各款にわたり使い勝手のよい特別措置法であると説明を受けたような気がいたします。また、そのように聞き及んでおります。

令和3年度当初予算において、例年の52%に削減された戦後の都市区画整理事業の中で、失業対策事業による側溝の設置や道路の舗装等が年を経て傷んできたので、主に市街地道路の側溝の施設替えや舗装工事を行い、快適で安全な道路環境の整備を進めている道路改良特別事業費や道路維持費などの土木費等々、市民の要望が多く、毎年積み残している事案について勘案されることを期待するところであり

ますが、いかがですか。

先ほどの説明の中に多分にこのことを盛り込まれておりますか。いかがですか。お伺いいたします。

○財政課長（出水喜三彦君） 今回の過疎対策事業債、先ほど説明をいたしましたとおり、大変幅広い事業に大変有利な起債が活用できるということでございます。これまで合併特例事業債で実施してまいりました市民の生活に密着した、特に道路改良特別事業、こういったものも活用の対象となるところでございます。

当然、過疎対策事業債を加味しない中において財政改善計画を策定し、その考え方とすれば、改善計画を基に進めていく中において、大変、利便性が高いといえますか、こういった財源が出てまいっておりますので、財政の改善を図りつつ、この活用は進めていきたいというふうに考えております。

○15番（福田清宏君） やはり市民が望む事業を積み残し積み残しじゃなくて、一日も早くその事業を完成すると。そういう姿勢で今回のこの事業を精査して、計画書が作成されますことを願いたします。

今日、私の答弁は課長だけでした。本当に残念です。市政を問う一般質問であるのに、課長だけの答弁に終わったこと。今期最後の質問として、大変悔やんでおります。

やはり職員がやる気を起こすようなシステムをつくらんと、さっきのような答弁になるんじゃないかなと思いますね。やらずにおって、机上論だけで事柄を計画していたって、こんなことになるんじゃないかなと思います。

現場に足を運んで、そして、バスケットのゴールにしても、子どもたちのお話も聞いたりして、さあ、そういう方向でやるにはどうしたらいいだろうか。そういう考えを持つような職員でなければ、市民の負託に応えることはできません。期待に応えることはできません。そんなふうに今日は特に思いました。

質問もこれで今日は終わりになりますが、昨日、今限りで勇退を表明されました田畑誠一市長に、昭和50年4月の串木野市議会議員選挙において当選した同期の1人として、長年にわたる政治の舞台で

の御活躍に、その御苦勞を、勞をねぎらい、敬意を表します。

いまだ収まらない新型コロナウイルス感染症拡大の一日も早い収束をお祈りしながら、以上をもちまして、今期最後の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（下迫田良信君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会します。
散会 午後2時21分